

学位論文題名

市民による公判内容の理解および
法的判断に影響を及ぼす要因の心理学的研究

学位論文内容の要旨

本研究は、市民が行なう法的判断の性質を心理学的に検討したものである。すなわち、(1) どのような要因が裁判員の法的判断に影響を及ぼし得るかについて、実験心理学的な手法を用いて検討を行ない、(2) 得られた知見にもとづき、市民の法的判断に及ぼす諸要因の関係性を体系的に検討した。本論文は6章から成る。以下、各章の概要を述べる。

第1章では、陪審員裁判に関する心理学的研究(陪審研究)を概観した。まず、先行研究において指摘されてきた、法的理解や判断に影響を及ぼす要因を同定した。次に、陪審裁判における市民の認知過程モデルについて概観した。最後に、本研究で用いる実験パラダイム、すなわち模擬裁判を提示し、その過程または／および事後に証拠の理解や有罪無罪判断を質問紙により尋ねる、という方法について述べた。

第2章～第5章では、上に示した要因が模擬裁判員の有罪無罪判断や検察側および弁護側証人の尋問内容、被告人質問に対する評価に及ぼす影響について検討した。以下、検討した各要因について概説し、その上で結果について述べる。

(1) 冒頭陳述の影響：冒頭陳述は先行オーガナイザー(後の学習内容を促進させる抽象的な概念・知識)として、市民の公判理解を促進することが期待されている。実際にそうであるかを、冒頭陳述の理解の深さと証拠の理解の関係、冒頭陳述の有無が有罪無罪判断に及ぼす影響を検討することにより調べた。

(2) 被告人が有罪であることを示唆する証拠以外の情報(事件に関するメディア報道、被告人の前科等)：こうした情報の存在が、有罪判断にバイアスを生じさせることは、Kassin and Sommers(1997)をはじめとする先行研究で示されてきた。ここでは、バイアスを生じさせるメカニズムが蓋然性モデル(各証拠から被告人の罪の「蓋然性」を推定し、それを自分自身の、あるいは一般的な有罪基準と比較する)やストーリーモデル(証拠の一部分に基づき、被告人に関する一貫性のあるストーリーを構成し、これに基づき判断する)によって説明可能であるかどうかを検討した。

(3) 刑事裁判に関わる法学的知識と心理学的知識：適切な証拠評価や有罪無罪判断を行うには刑事裁判に関わる法学的、心理学的知識が必要だと考えられる。例えば、法学的知識としては、「検察の立証責任」や「推定無罪原則」、「有罪無罪判断は証拠のみにもとづいて行なわれ

なければならない」といった原則、さらには一般には馴染みのない特殊な法知識などが必要かもしれない。また、目撃証言研究についての心理学的知識も必要であるだろう。市民に対する調査によれば、市民は、自分が法学的知識を欠いていると感じている。また、法学的知識、心理学的知識を有していたとしても、それらは必ずしも正確でないことが示されている。そこで、法学的知識や心理学的知識に関する事前の説明が、証拠評価や有罪無罪判断に及ぼす効果を検討した。

以下、実験結果について述べる。実験1（第2章）では冒頭陳述の理解、実験2～5（第3章）では証拠以外の情報、続く実験6～7（第4章）では法学および心理学に関する知識が、市民の司法判断に及ぼす影響について検討した。

実験1の結果は、冒頭陳述によって証拠内容の記憶が高まり、冒頭陳述の理解度が高まると証拠内容の理解度も高まる、というものであった。

実験2～5の結果は、証拠以外の情報は、参加者の法的判断に無条件に影響を及ぼすわけではないことを示すものであった。参加者が「参照する価値のある情報である」と判断した場合に限り、証拠以外の情報は参加者の法的判断に影響を及ぼすと考えられる。実験2～5の結果は、ストーリーモデルよりも蓋然性モデルを支持するものであった。

実験6～7の結果は、裁判員に法学的知識、心理学的知識をレクチャーとして与えた場合、知識の理解度は増すが、その知識にもとづいて判断を行なうことは困難である、ということを示すものであった。また、特殊な法概念について説明した場合、参加者の主観的な理解度は高まっても、実際の理解度は高まらないこと、法概念を提示されたことが認知的負荷となり、採用証拠の理解を妨げる可能性も示された。裁判に関連する法学的知識、心理学的知識を市民に説明する場合は、説明の時期、説明の仕方についても十分配慮する必要がある。

以上、市民の裁判理解、判断に影響を及ぼす要因、市民が裁判参加において示す傾向性の様態が明らかになった。また、情報の内容や提示方法にきめ細やかな配慮を行う必要があることも示された。しかし、本研究での知見は、海外で行われた研究成果とは必ずしも一致しない。今後は、相違をもたらす条件等を明らかにするとともに、これらの成果をいかにして実務や教育に活かしていくか、その検討も必要である。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 仲 真紀子
副 査 教 授 瀧 川 哲 夫
副 査 准教授 結 城 雅 樹

学 位 論 文 題 名

市民による公判内容の理解および

法的判断に影響を及ぼす要因の心理学的研究

まず、当該研究領域における本論文の研究成果について、本審査委員会の評価を述べ、その上で審査結果を述べる。

1. 本論文の研究成果

本研究の成果として、以下の三点を挙げることができる。第一は、「証拠以外の情報」が法的判断に及ぼす効果を明らかにし、陪審員の判断モデルにもとづいて検討したことである。先行研究によれば、被告人にとって不利な可能性のある「証拠以外の情報」は、陪審員の判断にバイアスをかけるとされる。しかし、本研究の結果は、これらの要因が裁判員の判断に無条件に影響を及ぼすものではないことを示すものであった。つまり、市民はこのような情報があっても、比較的合理的な判断を行っていた。また、このような判断、特に実験2, 3, 4の結果は、蓋然性判断モデルを支持するものであった。

第二に、司法修習生と学生、市民と学生など、参加者による結果の違いを示したことが挙げられる。裁判官の司法判断傾向についての研究は極めて少ないが、実験7では将来職業裁判官になる可能性のある司法修習生と大学生を比較し、法概念の理解や司法判断傾向に違いが見られることを示した。この結果は、司法関係者とは異なる市民の判断傾向を明らかにしたものであり、市民が司法裁判に加わることの意義を改めて明確にしたものだといえる。

第三に、裁判員への説明のあり方について、有用な資料を得た点が挙げられる。裁判員裁判では、裁判官が裁判員に、必要な法知識をその都度説明することとなっている。実験6では、事前の説明が法知識の理解度を促進すること、法知識の事前説明を受けた参加者の方が、証拠評価において慎重であることが示された。しかし一方で、市民にとって馴染みのない法概念（例えば「未必の故意」）を事前に説明すると、証拠の主観的理解度が低下することも見いだされた。また、主観的理解度は高まっても実際の理解度はむしろ低くなる場合があることも示された。これらの結果は、法知識や法概念の説明は、単に行えばよいというものではなく、説明の時期、説明法についての吟味が必要であることを示している。

2. 審査の要旨

本研究は、2009 年より開始される「裁判員制度」（市民による司法参加）に焦点を当て、裁判員の法的判断に影響を及ぼすとされる様々な要因について、その効果を検討したものである。冒頭陳述、メディア報道、違法収集証拠等の影響、説示、法学・心理学知識付与の効果等について検討し、基礎的なデータを得たこと、市民が全体として、比較的合理的、理性的に法的判断が行えることを示したことは新しく、今後の裁判員制度研究の起点となるだろう。また、模擬裁判を実施し資料を収集するという、実務に即した研究パラダイムを定式化し発展させた意義も大きい。制約としては、主たる参加者が大学生や裁判員制度に関心をもつ市民であったこと、そのため市民の一般的特性や、文化や個人差の問題までは十分に扱えなかったことが挙げられる。しかし、これらの問題は今後の研究により乗り越えられるものと推察される。本研究の成果の一部はすでに学会誌等に掲載されており、招待論文や特別報告の依頼といったかたちでの評価も得ている。

以上のことを総合的に評価し、本委員会は、本論文の著者山崎優子氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。